

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

南城市長 大城 憲幸

市町村名 (市町村コード)	南城市 (4 7 2 1 5)	
地域名 (地域内農業集落名)	佐敷地区 (集落：津波古、小谷、新里、兼久、佐敷、手登根、伊原、 屋比久、外間、仲伊保、富祖崎)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年7月27日 (第 1 回)	

注 1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

佐敷地区は、都市と農村から形成される地域である。地形的には北が中城湾に面し、湾を包み込むような半ドーナツ型をした地勢を示している。農地において平坦部は、土地改良事業等の整備はほぼ完了している。また、拠点品目（サヤインゲン、ゴーヤ、薬用植物、オクラ、マンゴー）の他にサトウキビが盛んな地域である。津波古地域は、スーパーマーケットやドラッグストアが建ち並び、生活圏の拡大が進んでいる。

農家の高齢化による担い手不足が進んでいる。今後は、土地改良事業等の完了地区において、かんがい排水事業等の整備を計画的に推進し、農業用水の安定確保を図り、併せて冠水被害解消のため、農業用排水施設の整備を行い、生産性の向上と地域農業の持続的発展を図る必要がある。この地域は水源が少なく、個人で掘った井戸または水路から水をひいている状況である。水が確保できない場所では、比較的水がなくても栽培できるサトウキビ及びオクラ、インゲンを栽培する等、その場所に適した作物を栽培する必要がある。

本地区においても、高齢化が進行しており、10年後には農地所有者の半分以上が70歳以上となってしまう。後継者の不足による遊休農地の増加が課題となってくる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

この地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者と認定新規就農者、基本構想水準到達者が担うほか、小作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	155 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	155 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及び土地改良区内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

その他別紙のとおり

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用し、認定農業者と認定新規就農者に農地を集積すると同時に、中心経営体になりうる担い手または新たな中心経営体による農地の集約も図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
耕作者の高齢化や、病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地バンクの活用を農地所有者に働きかけ、担い手への集約を今後も進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
既に取り組むべき農地の面整備については、基盤整備事業を完了しているので、取り組む予定はない。今後は、かんがい排水事業等の整備を計画的に推進していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
持続可能な経営体となるよう担い手の育成を図るために、南城市及びＪＡ等の関係機関と連携しながら相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今のところ検討していない。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

飼料代の高騰により経営に影響を受けている畜産農家に対する支援策として、飼料用さとうきびの栽培を促進推奨する。